

(別添)

フェリー・RORO船の安全対策について

【実施事項一覧】

フェリー・RORO 船の安全対策として、以下の事項を実施することが必要と考えています。下記の実施要領を確認の上で、該当する事項を実施してください。

なお、事業者別の該当する安全対策項目については、別紙 1 をご参照ください。

1. 操船による大傾斜回避のための方策

- (1) 安全な運航に関する注意喚起
- (2) 大傾斜事例の報告

2. 船体傾斜による貨物の移動防止のための方策

- (1) 車輻甲板に積載するコンテナの固縛装置の設置義務化
- (2) ガイドラインに基づく貨物の固縛方法等の改善
 - ① 外洋を航行するフェリー・RORO 船
 - ② 車輻甲板にコンテナを直積みする船舶 (①に該当するものを除く)
- (3) 安全管理規程の改正、貨物固縛マニュアルの作成

【実施要領】

1. 操船による大傾斜回避のための方策

(1) 安全な運航に関する注意喚起

フェリー・RORO 船の運航における船体大傾斜を防止するためには、適切な航海計画を立案し、航行海域の気象・海象状況に応じた操船を行うことが必要です。

このため、フェリー・RORO 船の運航の際に追い波中であって危険な状況に該当する場合には、減速や針路の変更によって安全な操船に努めるよう注意喚起をしたところです(「フェリー・RORO 船の操船について(注意喚起)」(平成 22 年 4 月、国海環第 1 号国海運第 2 号):別紙 2)。

今般、運輸安全委員会の事故調査報告書において、同委員会の所見として、「追い波状態で航行する場合の危険性について(中略)同危険性の周知徹底を図ることが望ましい」との指摘がなされたことを受け、同危険性の周知徹底を図るため、再度注意喚起を行います。フェリー・RORO 船の運航に携わる関係者に、別紙 2 を用いて再度周知を図ってください。

(2) 大傾斜事例の報告

大傾斜事故防止対策の更なる向上を図るためには、フェリー・RORO 船における大傾斜事例の発生状況を継続的に収集するとともに、適切な形でフィードバックを図っていくことが必要と考えられます。ついては、フェリー・RORO 船の運航において大傾斜事例が発生した場合、別紙 3 の要領に従って速やかに各地方運輸局等に報告を行うようお願いいたします。

なお、対象とする大傾斜事例は、大傾斜に伴って固縛装置や貨物の損傷が発生したもの

に限らず、フェリー・RORO 船の運航中に大傾斜が発生した事例すべてを対象としますので、これらの事象が発生した際には、各地方運輸局等の運航労務監理官に報告を行ってください。

2. 船体傾斜による貨物の移動防止のための方策

(1) 車輻甲板に積載するコンテナの固縛装置の設置義務化

今般の事故再発防止対策の一環として、船舶検査心得を改正し、車輻甲板に積載するコンテナを甲板に固縛する装置を備えることを義務づけることとしています。(船舶検査心得の改正の内容は別紙 4 を参照)

このため、今後、車輻甲板にコンテナを直積みする船舶を新規に建造する場合は、車輻甲板にコンテナを固縛する設備を設けるとともに、船舶の設計段階において固縛設備の設置位置・強度等について、各地方運輸局等の船舶検査官の承認を得てください。

また、現存の船舶については、2. (2)のガイドラインに従い、固縛方法の改善を実施してください。なお、固縛方法の改善のために、船舶に固定して用いる設備を新設する場合には、臨時検査事由に該当しますので改造後に臨時検査を受検してください。(改造を行わない場合は、臨時検査を受検する必要はありません。)

(2) ガイドラインに基づく貨物の固縛方法等の改善

① 外洋を航行するフェリー・RORO 船

[対象事業者]

- ・ 外航航路又は 300km 以上の内航航路を運航しているフェリー・RORO 船の運航事業者 (瀬戸内海のみを運航している事業者を除く)

[実施事項]

- ・ 「外洋を航行するフェリー・RORO 船の貨物固縛方法について(ガイドライン)」(別紙 5)に基づき、平成 23 年 9 月 30 日までに、ガイドラインを踏まえた貨物固縛の強度評価の実施と、評価結果を踏まえた固縛方法の改善・マニュアルの整備を行ってください。また、各地方運輸局等の運航労務監理官に対して、評価結果と固縛マニュアルの提出を行ってください。(変更を行わない場合は、評価結果の提出と変更を行わない旨の報告を行ってください。)
- ・ 船舶の改造を伴うために 9 月 30 日までに実施することが困難な場合は、9 月 30 日までに経過と完了見通しの報告を各地方運輸局等の運航労務監理官に行ってください。
- ・ なお、ガイドライン中の強度評価作業の簡略化のため、「貨物に加わる外力の算定ツール」(Excel ファイル)を作成・添付しています。表中の個船ごとのデータ項目(貨物位置、GM、固縛の本数など)を入力すると、固縛装置 1 本あたりに加わる張力が求められますので、こちらも活用して強度評価を行ってください。

② 車輻甲板にコンテナを直積みする船舶 (①に該当するものを除く)

[対象事業者]

- ・ 車輻甲板へのコンテナ直積みを行っている船舶を運航しており、①の対象となっていない事業者

[実施事項]

- ・ 「フェリー・RORO 船の車輛甲板へのコンテナ直積み輸送における固縛方法について(ガイドライン)」(別紙 6)に基づき、平成 23 年 9 月 30 日までに、ガイドラインを踏まえた固縛方法の改善・マニュアルの整備を行ってください。また、各地方運輸局等の運航労務監理官に対して、評価結果と固縛マニュアルの提出を行ってください。(変更を行わない場合は、評価結果の提出と変更を行わない旨の報告を行ってください。)

(3) 安全管理規程の改正、貨物固縛マニュアルの作成 (別通達にて指示)

[対象事業者]

- ・ RORO 船を運航している内航海運業者

[実施事項]

- ・ RORO 船を運航している内航海運業者は、「内航海運業法に基づく安全管理規程の見直しについて」(平成 23 年 4 月 28 日国海運第 10 号)に基づき、安全管理規程の改正等を行うことが必要となります。同通達を踏まえて所要の手続き等を実施してください。

3. 問い合わせ先

内容に疑義が生じるなど、何か疑問点や支障などがありましたら、下記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

○海事局安全環境政策課

担当:大西 (代表:03-5253-8111(内線 43533)、直通:03-5253-8631)

e-mail: oonishi-y248@mlit.go.jp

以上